

社会福祉審議会児童福祉専門分科会の概要

1 児童福祉専門分科会の設置

○ 児童福祉審議会等（児童福祉法第8条）

(第1項)

都道府県に児童福祉に関する審議会を置くものとする。ただし、社会福祉法第12条第1項の規定により、同法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあっては、この限りではない。（要約）

(第2項)

前項に規定する審議会は、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議することができる。（要約）

○ 地方社会福祉審議会に関する特例（社会福祉法第12条第1項）

条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる。（要約）

○ 地方社会福祉審議会（社会福祉法第7条第1項）

社会福祉に関する事項を調査審議するため、中核市に地方社会福祉審議会を置くものとする。（要約）

○ 専門分科会の設置（社会福祉法第11条第2項）

地方社会福祉審議会は、前項の事項（民生委員審査及び身体障害者福祉の各専門分科会の調査審議）以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。（要約）

2 児童福祉専門分科会の審議事項

(1) 児童福祉に関する事項の調査審議（社会福祉法第12条第1項）

(2) 児童福祉施設の設置者に対する業務停止命令の場合の意見（児童福祉法第46条第4項）

(3) 最低基準を超えて設備及び運営を向上させる児童福祉施設への勧告の場合の意見（児童福祉施設設備運営基準第3条第1項）

(4) 母子家庭の福祉に関する事項の調査審議及び関係行政機関への意見具申（母子及び寡婦福祉法第7条）

(5) 母子福祉資金貸付金の停止の場合の意見（母子及び寡婦福祉法施行令第13条）

(6) 母子保健に関する事項の調査審議及び関係行政機関への意見具申（母子保健法第7条）

(7) 保育所の設置の認可の場合の意見（児童福祉法第35条第6項）※新規

3 児童福祉専門分科会の経過

平成11年4月の中核市移行に伴い、社会福祉審議会が設置されたことにより、児童福祉専門分科会も審議会の組織に位置づけられる。平成15年度以降、12の保育所の定員変更について市から諮問を受け、答申している。

また、平成16年度には「いわき市における保育所整備のあり方について」、さらに、平成17年度には「いわき市における保育所整備の具体策について」それぞれ諮問を受け、答申している。

東日本大震災以降は、被災した公立保育所の存廃、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての諮問を受け、答申している。

年度	諮問等	内容
H15	保育所の定員変更について	鹿島保育所の定員を60名から75名に変更する
		中央台保育園の定員を150名から190名に変更する
		金山保育園の定員を90名から120名に変更する
		さかえ保育園の定員を240名から300名に変更する
		さくら保育園の定員を90名から120名に変更する
H16	保育所の定員変更について	かべや保育園の定員を90名から120名に変更する
		螢保育園の定員を90名から120名に変更する
いわき市における保育所整備のあり方について	公立保育所廃合・民営化、保育所と幼稚園の連携についての方向性	公立保育所廃合・民営化、保育所と幼稚園の連携についての方向性
		来迎保育園の定員を120名から150名に変更する
保育所の定員変更について	みそら保育園の定員を60名から90名に変更する	みそら保育園の定員を60名から90名に変更する
		船尾保育園の定員を90名から120名に変更する
いわき市における保育所整備の具体策について	公立保育所民営化、公立保育所整備の具体的計画	公立保育所民営化、公立保育所整備の具体的計画

年度	諮問等	内容
H19	保育所の定員変更について	むつみ保育所の定員を60名から80名に変更する
H20	保育所の定員変更について	好間保育所の定員を70名から90名に変更する
H21	移譲4保育所の運営状況確認	現場視察
	低年齢児の保育所入所増加への対応策（認定こども園の活用）について	低年齢児（0～2歳児）の保育サービス提供割合が低い地区における低年齢児の保育所入所増加への対応策として、幼保連携型の「認定こども園」として、0～2歳児の受け入れ枠を拡大することは、効率的かつ効果的であることから推進すべきである。
H23	保育所の定員変更について	中央台保育園の定員を190名から250名に変更する
	東日本大震災で被災し閉鎖中の公立保育所の存廃について	廃止：平保育園、江名保育所、下神白保育所、住吉保育所 存続：豊間保育園
H24	いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案どおり6項目を県基準にあわせ、残りは国基準どおり制定

4 地方版子ども・子育て会議としての役割（新規）

法律上、設置は「努力義務」であるが、地域の実情を踏まえた施策を実施する上で的重要性に鑑み、できる限り早期に設置するよう国から求められている。

本市では、これまで児童福祉について調査審議してきた実績等のある社会福祉審議会児童福祉専門分科会が子ども・子育て支援新制度に係る次の2つの合議体を兼ねることとした。

(1) 地方版子ども・子育て会議

設置根拠法令	子ども・子育て支援法第77条
審議内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次の場合に意見を聴く。 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村計画の策定・変更をする場合 ・教育・保育施設の定員設定 ・地域型保育施設の定員設定 ○ 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び施策の実施状況について調査・審議する。

(2) 幼保連携型認定こども園に関する合議体

設置根拠法令	認定こども園法第25条
審議内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次の場合に意見を聴く。 <ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園の認可、廃止 ・幼保連携型認定こども園の事業停止・施設閉鎖命令 ・幼保連携型認定こども園の認可取消し

(4) 委員構成

15名

※ 現在の8名の委員に、新たに7名（新規委員5名、公募委員2名）を追加

※ 国の考え方は、少なくとも教育、保育、子育て支援の3本柱を中心とするバランスに配慮した構成員とすること。

(5) 子ども・子育て会議設置に係る主なスケジュール

平成25年4月30日 子ども・子育て会議設置に係る意思決定（社会福祉審議会条例一部改正）

6月25日 委員増員に係る意思決定（8名→15名）

6月27日 いわき市議会において社会福祉審議会条例の改正について可決

7月1日 公募委員募集開始（2名募集）※広報いわき7月号、市ホームページ等で掲載

7月3日 新たな委員の推薦・就任承諾についての依頼（関係5団体）

※現行委員へお知らせ

7月31日 公募委員募集終了（9名の応募）

8月7日 公募委員選考委員会開催（公募委員2名を決定）

9月13日 委嘱状交付（新規委員）

（本日） 第1回会議開催

平成26年1月頃 第2回会議開催（予定）

※ 国の動向や審議の進行状況等に応じ、追加で開催する場合あり。

